

# 定期健康診断における有所見率の改善に向けた 取組の推進について

青森県内の労働者の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果を見ると、有所見率（健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）は全国よりも毎年5%～6%高くなっています（平成23年の有所見率：青森県57.9% 全国52.7%）。

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう。

## 事業者の具体的な取組事項

### 1 定期健康診断実施後の措置

健康診断で異常の所見があった労働者については、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を実施しましょう。

### 2 定期健康診断結果の通知

定期健康診断結果を労働者へ通知しましょう。

### 3 定期健康診断の結果に基づく保健指導（※注）

健康診断で異常の所見があった労働者等について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行うよう努めましょう。

### 4 健康教育、健康相談等

労働者に対し、栄養改善、運動等に取り組むなど健康教育、健康相談等の実施に努めましょう。

（※注）

事業場における保健指導は、事業場の産業医、保健師等が実施するほか、産業医のいない小規模事業場では地域産業保健センターが行う保健指導の利用も可能です。

また、現在は、保険者（全国健康保険協会、各市町村、健康保険組合など）が行う特定保健指導等を活用することが可能です。

特定保健指導等を活用するためには、定期健康診断結果データ（40歳から74歳）を保険者に提供する必要があります。

保険者から定期健康診断結果データの提供について求めがあった場合は、

○法令の定め（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）により、事業者には提供義務があります。

○法令の定めによるため、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要です。

○事業場の同意書により、健診機関から直接電子ファイルが保険者に提供されます。